諮問番号:諮問第143号

答申番号:答申第143号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

2020 年4月1日に通知されていた保護決定が今年9月1日まで支給されていた92,090円が、今年10月1日には1,290円も減額されてしまった件で、急病時にタクシーを障がい2級の手帳で1割引で乗車して、かかりつけの病院までの診察が受けづらくなってしまったので、命を落とす危機を精神障がい2級の時点で、困窮している。これは、減額のし過ぎによる「生存権の侵害」であり、違法である。今年10月1日からの1,290円もの減額での90,800円の処分を取消すべきである。1,290円よりも減額の見直しをすべきである。

1,290 円の減額はトータル的に審査請求人は生活苦になっている。精神もストレス 障害で記憶力が弱っている。

低所得者への民意への配慮かもしれないが、これまでにストーカー被害や統合失調症の治療を出してもらうまでに、審査請求人自身のミスでないトラブルで引っ越さなくてはいけなかったし、急病のタクシー走賃の負担が苦しい。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、本件処分の根拠である改正後の保護基準の違憲又は違法を理由として、 本件処分を違法又は不当と主張しているものと解される。

保護基準については、法規命令と解されているところ(加藤智章ほか『社会保障法(第7版)』389頁(有斐閣、平成31年))、行政不服審査の審査庁は、行政機関であって裁判所のもつ法令審査権(憲法第81条参照)を有しないことから、行政訴訟の審査における判断とは異なり、処分の根拠である法令の違憲又は違法を理由として、当該処分を違法又は不当と判断することはできないものと解される。

そうであれば、改正後の保護基準の違憲又は違法を本件処分の不服の理由とすることはできない。

したがって、このような主張を採用することはできない。

なお、処分庁の行った本件処分に係る保護費の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年12月22日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年1月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分の根拠である改正後の保護基準の違憲又は違法を理由として、 本件処分を違法又は不当と主張しているものと解される。

保護基準は、法規命令であると解されており、行政機関である審査庁は裁判所のもつ 法令審査権を有しないことから、処分の根拠である法令の違憲又は違法を理由として、 当該処分を違法又は不当と判断することはできないものというべきである。

したがって、このような審査請求人の主張を採用することはできない。

本件処分は法定受託事務に係る処分であるところ、それは法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員岡本博志

委員 牛島 加代

委員中野 哲之